

令和6年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加特例における ハンドボール競技 細則

- 1 都道府県中学校体育連盟に登録していること。
(登録費については、各都道府県中学校体育連盟の判断による。)
 - 2 チーム・個人が日本ハンドボール協会に登録していること。
(各大会および予選大会(地区大会含む)への参加申し込み時にはチーム・選手共に登録が完了していること。二重登録は認めない。)
 - 3 参加地区は、日本ハンドボール協会への登録の際にチームの所在地を入力した場所とする。
 - 4 チームは日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもとに適切に行われていること。また、指導者は(公財)日本ハンドボール協会の競技者及び役員倫理規定に基づく処分を受けていない者であることにする。
 - 5 スポーツ庁・各都道府県の自治体のガイドラインを遵守していること。
「2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日の設定」を遵守。
(平日の活動日数及び時間、土日の活動時間等はチーム所在地教育委員会のルールに準ずることなど)
 - 6 地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする。
(1団体から複数チームの参加は不可とする。)
 - 7 合同チームについては、日本中学校体育連盟の規定に準ずる。(令和4年改訂予定)
 - 8 日本協会が主催する全国クラブ大会および予選大会(地区大会含む)に参加した場合は中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会および予選大会(地区大会含む)への出場は認めない。
 - 9 クラブチームで各都道府県中学校体育連盟が主催する大会に出場する場合、必ず代表者は、生徒の所属する学校長に参加することを連絡し、承諾をえること。(書面通知・書式の指定なし)
 - 10 引率は責任がある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなど、万全の事故対策を立てておくこと。(クラブに所属する生徒は怪我等があってもスポーツ振興センターの災害共済給付は適用されない。)
 - 11 都道府県における予選会(地区大会含む)となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - 12 大会に(中学校体育連盟主催)参加した場合に守るべき条件・各都道府県中学校体育連盟ハンドボール専門部の規則・運営方法に承諾した上での参加すること。
 - ・予選への参加のタイミング(地区・都道府県より)は各地区で異なるが、各都道府県中学校体育連盟のハンドボール専門部の規則・運営方法に準ずること。
(大会参加打合せ等に必ず参加し状況に応じて大会運営にも協力すること)
 - 13 移籍について
 - ・移籍に関しては、日本協会の規定に基づいて可能だが、全中及び全国クラブ大会およびそれぞれの予選大会(地区大会含む)にエントリーした時点で他方の大会への出場は認めない。
(例) 予選に負けた時点でチーム移籍した場合、チームでの活動は認めるが、移籍先のチームが勝ち上がっていても大会はエントリー不可であり出場は認めない。
★上記の条件を満たさない、または参加条件に虚偽があった場合は参加を取り消す場合もある。
★この内規は、スポーツ庁、日本中体連、および日本ハンドボール協会より通達等があった際に、通達内容に合わせ加筆・修正・変更・見直しを行い、都度情宣する。
★チーム、選手の大会参加について疑義が生じた際は、日本中体連ハンドボール競技部において審議し、決定及び通達をする。
- ※以上のことから、高松地区総体についても上記の細則に準じて参加を認めるものとする。